

犬の飼い主さんへ ～ルールとマナーを守りましょう～



■犬を飼うにあたって、法律で決まりがあります。

#### 犬の登録

●飼い主は、飼い犬を登録する義務があります。

手続きは、保健所または区民事務所の窓口で受付けます。(手数料がかかります。)

登録後の住所変更、犬の死亡、飼い主の変更は手続きが必要です。

マイクロチップを装着した犬は、環境省のWebサイトで手続きできます。

#### 狂犬病予防注射

●狂犬病予防注射を毎年受けさせる義務があります。

狂犬病予防注射を接種した後は、獣医師が発行した「狂犬病予防注射済証」を窓口に持参して「狂犬病予防注射済票」の交付手続きをする必要があります。

手続きは、保健所または区民事務所の窓口で受付けます。(手数料がかかります。)

「狂犬病予防注射済票」は首輪などに着けなくてはなりません。

■マナーを守り、周囲に配慮して飼いましょう。

犬のフン・尿の放置、鳴き声、ノーリードは周囲の迷惑になります。

1. 散歩の前に、家で犬のトイレをすませる。
2. 散歩中にしたフンは放置せず、必ず自宅に持ち帰る。
3. 路上や電柱などにオシッコをしたら、直ぐにその場を水で流してきれいにする。
4. 散歩中はリードなどでつなぐ。リードは短く持ち、犬を制御する。
5. 頻繁に吠えたり、長時間吠え続けたりすることがないように、しつける。  
※飼い主には気にならない鳴き声も、近隣には迷惑になっている場合があります。
6. 無駄吠えが止まない、吠える原因がわからない場合は、  
獣医師やトレーナーに相談してみましょう。



## ■ 飼い犬が人を咬んだら

犬が人を咬んでしまった場合、飼い主は、すぐに保健所へ届け出る義務があります。また、狂犬病の疑いの有無について、その犬を獣医師に検診させなければなりません。

※検診を怠った飼い主は、処罰されることがあります。

①被害者のケガの応急処置に誠意を持って対応する。

すぐにきれいな水で洗い流す。石鹸で洗う。消毒する。

医師の治療を促す。

②犬を落ち着かせて隔離する。

③24時間以内に保健所へ届け出る。まずは電話で連絡をする。

④48時間以内に動物病院で犬を検診させる。

検診期間中は予防注射を受けられません。

⑤再発防止の対策をとる。

※事故が大きいときは、警察にも連絡してください。



### ■ 飼い犬が行方不明になったとき

犬が迷子になったら、いなくなった場所の保健所と警察に連絡してください。いなくなった犬は飼い主が探します。

※日頃から逃げ出さないように、犬の管理に注意してください。

※鑑札・狂犬病予防注射済票を首輪に着けた犬や、環境省のWebサイトでマイクロチップ情報登録を済ませている犬は、番号から飼い主が判明しますので、飼い主のもとに戻ることができます。

### ■ 飼い犬が死亡したとき

飼い犬が死亡したときは、飼い主が責任を持って取り扱ってください。

清掃事務所が有料で引き取ります。(体重25kg未満)

## ■犬を海外へ連れて行くとき・海外から連れてくるとき

国によって輸入検疫制度が異なります。検疫所や各国大使館などへ相談してください。

また、海外へ連れて行くときは北区へ・海外から連れてくるときは新しい住所地を管轄する保健所等へ届出する必要があります。

## ■災害に備えて

避難所では、ペットと飼主は別々の場所で生活することになります。避難所のルールに従ってください。

日頃から災害に備えましょう。

- ①ペットのための防災用品を準備する。
- ②ペットが迷子にならないよう、普段から身元のわかる鑑札・名札・マイクロチップなどを装着する。
- ③速やかに避難できるよう、キャリーバッグやケージに慣れさせる。

- ④避難所でのトラブル防止のため、基本的なしつけを身に付けさせる。  
動物にとっても避難生活のストレスを軽減させることになります。
- ⑤感染症防止のため、狂犬病予防注射と混合ワクチンの接種、寄生虫予防などをしておく。
- ⑥万一来るに備え、動物の預け先を確保しておく。



●飼い主が準備するペットの防災用品の例

- ①ペットの食事と水（5日以上）
- ②ペットの食器
- ③ペットのトイレ用品（トイレシート、新聞紙など）
- ④キャリーバッグ、ゲージ、リードなど
- ⑤ペットの薬、療法食、健康の記録
- ⑥ペットの写真
- ⑦普段使っているペットの匂いがついた物、おもちゃ
- ⑧ゴミ袋、ガムテープ、タオル

## ■ 動物由来感染症

動物から人に感染する病気があります。衛生的な飼い方を心がけること。

① 狂犬病予防注射、混合ワクチンの接種、寄生虫の駆除

② 過剰なふれあいは控える

（例）食べ物を口移しで与える、動物と一緒に布団で寝る、など

③ 動物にさわった後や、食事の前は必ず手を洗う

④ 動物の体や周囲を清潔にする

⑤ フン・尿はすぐに片付け、換気する

⑥ ペットの定期検診を受けるなど、日常の健康管理に注意する

## 連絡先一覧

|            |                   |             |
|------------|-------------------|-------------|
| 北区保健所生活衛生課 | 電話 03 (3919) 0431 | 東十条 2-7-3   |
| 王子 区民事務所   | 電話 03 (3908) 8745 | 王子本町 1-2-11 |
| 赤羽 区民事務所   | 電話 03 (5948) 9541 | 赤羽 1-1-38   |
| 滝野川 区民事務所  | 電話 03 (3910) 0141 | 西ヶ原 1-23-3  |
| 北区清掃事務所    | 電話 03 (3913) 3141 |             |
| 滝野川清掃庁舎    | 電話 03 (3800) 9191 |             |
| 農林水産省動物検疫所 | 電話 045 (751) 5921 |             |

環境省 Web サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」URL

<https://reg.mc.env.go.jp/>



北区保健所生活衛生課

2024.3.31